

PTA総合補償制度の補償概要

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容	補償例	補償の範囲	お支払いできない主な場合
<p>傷害(ケガ)の補償</p> <ul style="list-style-type: none"> PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 PTA行事への往復途上も対象となります。 細菌性食中毒も補償の対象となります。 日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、22日間入院。 支払保険金:110,000円 保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして24日間通院。 支払保険金:72,000円 	PTA行事参加中の事故	<p>①保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為</p> <p>③被保険者の自動車、バイク(原付自転車含む。)等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故</p> <p>④被保険者の脳疾患、疾病、心臓喪失</p> <p>⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産</p> <p>⑥被保険者に対する外科的手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除く。)</p> <p>⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、革命、内乱、暴動等</p> <p>⑨放射線照射、放射能汚染</p> <p>⑩被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑪被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク等による競技・競争・興行中(練習中を含む。)に生じた事故</p> <p>⑫被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故</p> <p>⑬独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象とならうべき児童・生徒のケガ</p>
制度掛金(1世帯あたりの保険料)			

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容	補償例	補償の範囲	お支払いできない主な場合
<p>賠償責任補償</p> <ul style="list-style-type: none"> PTAが企画・立案し主催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。(PTA行事への往復途上は対象外です。) 	<p>PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)</p>	PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任	<p>①保険契約者または被保険者の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、内乱または暴動</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者が損害賠償に關し第三者との約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に對し正当な権利を有する者に對して負担する損害賠償責任(保管物を除く)</p> <p>⑥PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任</p> <p>⑦被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧自動車・車両の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨被保険者の占有を離れた物または飲食食物に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊に對する損害賠償責任</p> <p>⑪借用した保管物を返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に見出された保管物の破損に對する損害賠償責任</p>
制度掛金(生徒1人あたりの保険料)			

〈児童・生徒の日常生活に起因する賠償事故〉(児童・生徒賠償責任補償条項)

補償の内容	補償例	補償の範囲	お支払いできない主な場合
<p>賠償責任補償</p> <p>PTAの管理下・管理下外を問わず、日本国内においてPTAの児童・生徒(PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒)が他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊して、その児童・生徒、または法定監督義務者(保護者)が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</p>	<p>児童・生徒が自転車で買い物に行く途中に通行人と衝突しケガをさせてしまった。</p>	児童・生徒の損害賠償責任	<p>「PTAの賠償責任補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑤のほか、次の⑫～⑭が追加して適用されます。</p> <p>⑫被保険者と同居の親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に對する損害賠償責任</p> <p>⑬被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑭自動車、航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任…など</p>
制度掛金(保険料)生徒1人あたり			